

## 医師修学資金貸付制度の見直しについて

### 1 千葉県医師修学資金制度について

この制度は、本県で地域医療に従事する医師を確保するため、医学生に修学資金を貸付け、医師免許取得後、一定期間、知事の指定する県内医療機関に勤務することで返還を免除する制度で、本県では平成21年度より開始した。

### 2 制度見直しの経緯

医師修学資金について、貸付事業の効果的な運用を図るため、国から地域医療介護総合確保基金を活用する場合の要件が示されたことに伴い、本審議会医療対策部会において、見直しに係る審議を行いました。

### 3 条例改正の内容

- (1) 長期支援コース修学資金の貸付対象者を県内出身者に限定する。
- (2) 返還免除の要件に係る規定の変更
  - ① 基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修の参加を県内病院に限定する。
  - ② 災害、病気、出産等正当な事由により、知事が指定する県内の医療機関で医師の業務に従事することができないと知事が認める期間について、県内の医療機関での就業義務の猶予期間に加算できる旨を追加する。
- (3) 県内の医療機関に就業しないなど、返還免除とならなくなった場合の返還の際の貸付金利を設定する。

#### 4 制度の概要

	長期支援コース		ふるさと医師 支援コース
	地域枠	一般枠	
貸付対象 募集人数	<b>見直し</b> 県内出身者の限定なし → <b>千葉県出身者に限定</b> 千葉大：20名 順天堂大：5名 日本医科大：4名 帝京大：5名 東邦大：5名		15名 <b>千葉県出身者</b> で、県外の大学医学部に入学した者
貸付金額	○国公立大：月額15万円 ○私立大：月額20万円		月額15万円 (国公立大・私立大共通)
貸付期間	貸付決定した月から卒業する日まで（最大6年間）		
利息	<b>見直し</b> 無利息 → <b>10%</b>		
返還免除	貸与期間の1.5倍の期間、知事が定める病院等に勤務したとき		
臨床研修	<b>見直し</b> 県外病院も可（ただし義務履行に含まない） → <b>県内の病院に限定</b>		
猶予期間	<b>見直し</b> 4年間 → <b>4年間＋必要な期間(※)</b> <b>※ 災害、病気、出産、育児、研修（専門医(基本領域1領域)取得のための研修) その他正当な事由により知事が定める病院等において医師の業務に従事できないと認めた期間</b>		

#### ※千葉県出身者の定義

- ①千葉県内に住所(※)を有している者
- ②大学に入学するために住所(※)の変更をした者で、変更前の一年間県内に住所(※)を有していた者
- ③千葉県内の高等学校等を卒業又は修了した者
- ④二親等以内の親族が県内に住所(※)を有している者  
(※)居住地を含む

## 5 義務年限中の勤務について

### (制度改正後)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内初期臨床研修		いずれかの医療機関群で7年 ただし、地域A群又はB群で通算4年以上、うち地域A群で2年以上						

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	臨床研修病院
地域A群	医師不足地域において優先的な配置が必要な病院
地域B群	医師不足地域において配置が必要な病院 ①医師不足地域の自治体病院 ②医師不足地域の地域医療支援病院 ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設 (専攻医等としての勤務に限定)
県内病院群	県内の病院(上記指定を除く)

※ 医師不足地域(案):「県内過疎市町(平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする。)及び二次医療圏単位の10万対医師数が全国平均を下回る地域」

### <地域A群病院>

H30.4.1時点

香取海匠医療圏	千葉県立佐原病院	山武長生夷隅医療圏	大網白里市立国保大網病院
	国保多古中央病院		さんむ医療センター
	国民健康保険小見川総合病院		東陽病院
	東庄町国民健康保険東庄病院		公立長生病院
	銚子市立病院		いすみ医療センター
	国保匝瑳市民病院		東千葉メディカルセンター
安房医療圏	鋸南町国民健康保険鋸南病院	君津医療圏	国保直営君津中央病院大佐和分院
	南房総市立富山国保病院	市原医療圏	千葉県循環器病センター
	鴨川市立国保病院		

### (現行)

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内初期臨床研修		①後期研修(4年間) + ②地域の病院(3年間)						

### <地域の病院>

千葉医療圏	千葉市桜木園	山武長生夷隅医療圏	大網白里市立国保大網病院
東葛南部医療圏	市川市リハビリテーション病院		さんむ医療センター
	船橋市立リハビリテーション病院		東陽病院
東葛北部医療圏	柏市立柏病院		公立長生病院
	松戸市立福祉医療センター東松戸病院		いすみ医療センター
香取海匠医療圏	千葉県立佐原病院		
	国保多古中央病院	安房医療圏	鋸南町国民健康保険鋸南病院
	国民健康保険小見川総合病院		南房総市立富山国保病院
	東庄町国民健康保険東庄病院		鴨川市立国保病院
	銚子市立病院	君津医療圏	国保直営君津中央病院大佐和分院
	国保匝瑳市民病院	市原医療圏	千葉県循環器病センター



## 1 平成30年度以降キャリア形成プログラム（新プログラム）

## (1) 就業義務年限

貸与期間の1.5倍（6年間貸与の場合9年間）

(2) 医師不足地域<sup>※</sup>等での就業期間

4年間（貸与期間が6年間でない場合はその2/3）以上

※ 医療計画に明記された医師不足地域

【案】「県内過疎市町（平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする）

及び二次医療圏単位の10万対医師数が全国平均値を下回る地域」

## (3) 配置方針

1	2	3	4	5	6	7	8	9
臨床研修病院群		いずれかの医療機関群で7年 ただし、地域A群又はB群で通算4年以上、うち地域A群で2年以上勤務						

## ＜医療機関群＞

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関
臨床研修病院群 (36)	臨床研修病院	千葉医療C、千葉大附属、県立病院群、青葉、海浜、千葉メディカル、千葉中央メディカル、済生会習志野、津田沼中央、八千代医療C、船橋市立、船橋中央、千葉徳洲会、船橋二和、国府台、市川総合、行徳総合、順天堂浦安、東京ベイ・浦安市川、松戸市立、千葉西、新東京、新松戸中央、名戸ヶ谷、慈恵柏、東葛、小張総合、成田赤十字、東邦佐倉、聖隷佐倉、日医北総、旭中央、亀田総合、君津中央、千葉労災、帝京ちば
地域A群 (17)	医師不足地域において優先的な配置が必要な病院	佐原、多古、小見川、東庄、銚子、匝瑳、大網、さんむ、東陽、長生、いすみ、東千葉メディカル、鋸南、富山、鴨川、君津中央大佐和分院、県循環器
地域B群 (100)	医師不足地域において配置が必要な病院 ①医師不足地域の自治体病院 ②医師不足地域の地域医療支援病院 ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設（専攻医等としての勤務に限定）	①医師不足地域の自治体病院（地域A群を除く） 船橋市立、船橋リハ、市川リハ、松戸市立、東松戸、市立柏、旭中央、君津中央  ②医師不足地域の地域医療支援病院（上記の指定病院を除く） 市川総合、国府台、済生会習志野、八千代医療C、東邦佐倉、成田赤十字、亀田総合、千葉労災  ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設（専攻医等としての勤務に限定）（上記の指定病院を除く） 【東葛南部】津田沼中央、東京湾岸リハ、習志野第一、谷津保健、島田台、勝田台、新八千代、鎌ヶ谷、東邦鎌谷、板倉、北習志野花輪、共立習志野台、総武、セコメディック、滝不動、千葉徳洲会、同和会千葉、東船橋、船橋北、船橋整形外科、船橋総合、船橋中央、船橋二和、山口、大野中央、国福大市川、行徳総合、順天堂浦安、東京ベイ・浦安市川 【東葛北部】旭神経内科、オーククリニック、恩田第二、三和、新東京、新松戸中央、千葉西、日大歯学部附属、松戸整形外科、松戸リハ、千葉愛友会、東葛、流山中央、我孫子東邦、天王台消化器、名戸ヶ谷あびこ、平和台、おおたかの森、岡田、柏厚生総合、国立がん研究C東、聖光が丘、辻中、慈恵柏、名戸ヶ谷、初石、江戸川、キッコーマン、小張総合、野田 【印旛】成田、聖隷佐倉、下志津、四街道徳洲会、日医北総、成田富里徳洲会 【香取海匠】島田総合、海上寮、九十九里ホーム、藤田 【山武長生夷隅】浅井、塩田記念、塩田、大多喜 【鴨川市】亀田リハ 【君津】加藤、木更津東邦、木更津、萩原、袖ヶ浦さつき台 【市原】磯ヶ谷、五井、帝京ちば、鎗田、さらしな
県内病院群	県内の病院 (上記指定を除く)	

※対象医療機関は、上記のカテゴリーに該当する医療機関とし、医師不足地域、臨床研修病院等の指定、専門研修プログラム等にあわせ、変更するものとする。なお、地域B群③の専攻医等としての勤務は、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医及び同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医の取得を目的とする勤務とする。

## (4) 取得可能な専門医等の資格

一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）

## (5) 猶予期間（配慮事項）

①4年（県外での研修、大学院、留学等）

②やむを得ない場合として知事が必要と認める期間を加算

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合、勤務先等において休業として認められた期間

イ 義務年限（9年間）内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合、その不足する期間。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

## 2 国からの通知の概要

○地域医療介護総合確保基金を活用する場合の条件として、新たに以下の条件が提示された。(平成 29 年 2 月 14 日付け厚生労働省通知)

### 【条件】

○平成 30 年度以降、新規に修学資金の貸与を行う学生については、1、2 及び 3 の全ての要件を満たす場合に限り地域医療介護総合確保基金の配分対象とする。

(1) 地域医療介護総合確保基金を活用した事業の対象者について

都道府県内出身者に限ること。

(2) 貸与した修学資金の返還免除に係る要件について

次の要件を満たすこと。

① 都道府県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。

② 都道府県(地域医療支援センター等)が策定する「キャリア形成プログラム」に参加すること。

※キャリア形成プログラム策定にあたっての留意事項

- ・キャリア形成プログラムは、当事者である医学生及び医師並びに医師確保等に係る地域の関係者が加わって策定
- ・医師のローテーションに係る配置方針は都道府県医療審議会等で決定
- ・プログラムにおける就業義務年限は、貸与期間の 1.5 倍以上
- ・都道府県が医療計画等に明記した医師不足地域等での就業期間は 4 年以上

など

(3) 貸与した修学資金の貸付金利について

適切な金利を設定すること。

### 3 医師修学資金貸付制度の見直しに係る審議状況

#### (1) 千葉県医療審議会医療対策部会

開催日	議 事
平成29年6月2日	医師修学資金貸付制度等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度の拡充について</li> <li>・平成30年度以降の制度見直しの概要</li> </ul>
平成29年8月9日	医師修学資金貸付制度等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度以降の制度見直しの方向性について</li> <li>・キャリア形成プログラムにおける医師ローテーションに係る配置方針について</li> <li>・キャリア形成プログラムW・Gの設置について</li> </ul>
平成29年11月20日	医師修学資金貸付制度の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度以降キャリア形成プログラムについて</li> <li>・平成30年度以降の医師修学資金制度の見直しについて</li> </ul>

#### (2) キャリア形成ワーキンググループ

開催日	議 事
平成29年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師修学資金貸付制度概要について</li> <li>・制度の改正に向けた動きについて</li> <li>・キャリア形成プログラムに係る検討</li> </ul>
平成29年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置方針について</li> </ul>
平成30年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルプログラムについて</li> <li>・医師修学資金生に係るキャリア形成支援体制について</li> </ul>

